



2026 年 9 月 29 日

各 位

会 社 名 ウェルネオシュガー株式会社
代表者名 代表取締役社長 山本 貢司
(コード番号 2117 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 小西 正人
(TEL. 03-3668-1246)

従業員持株会に対する第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026 年 12 月 15 日
(2) 処分する株式の種類 および数	当社普通株式 12,000 株（注）
(3) 処分価額	1 株につき 2,859 円
(4) 処分総額	34,308,000 円（注）
(5) 処分方法 (処分予定先)	第三者割当の方法による (ウェルネオシュガー持株会(以下、「本持株会」という。))
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく 有価証券通知書を提出しております。

(注)「処分する株式の数」および「処分総額」は、最大値であり、実際に処分する株式の数および処分総額は、本持株会加入者への「従業員持株会向けインセンティブ・プラン（特別奨励金スキーム）」（以下、「本スキーム」という。）に同意する本持株会の会員資格のある東洋精糖株式会社の従業員および 2025 年 10 月 1 日に実施しました第一糖業株式会社との合併以降に当社に入社した従業員（以下、「対象従業員」という。）の数に応じたものとなります。「処分する株式の数」および「処分総額」につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定です。

2. 処分の目的および理由

当社は、2026 年 10 月 1 日に完全子会社である東洋精糖株式会社（以下「東洋精糖」といいます。）との合併を予定しており、企業文化の融和を推し進め、合併による相乗効果の創出を促進していくことで持続的な成長と企業価値の向上を目指し、本スキームの実施を検討してまいりました。

本日開催の当社取締役会において、対象従業員が当社株式を所有することは財産形成の一助となるとともに、当社の企業価値向上に対する従業員一人ひとりのモチベーションを喚起するものと判断し、本スキームに基づき、当社株式の割当のため対象従業員一人当たり 100 株相当分の特別奨励金（以下、「本特別奨励金」という。）を支給することを決定し、本特別奨励金の拠出により、当社が保有する自己株式 12,000 株（約 3,430 万円相当）を本持株会へ処分することを決議しました。

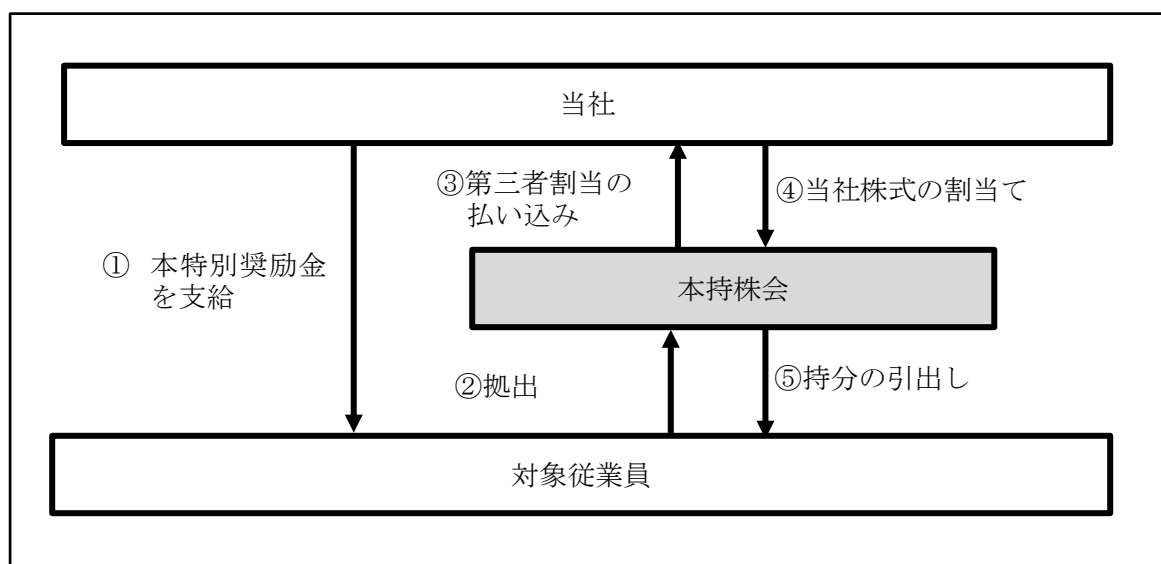
処分株式数につきましては、1. 処分の概要の（注）に記載のとおり、最大 12,000 株を本持株会へ処分する予定です。

なお、希釈化の規模は、2026 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 32,800,095 株に対する割合は 0.04%、2026 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 327,083 個に対する割合は 0.04%（いずれも小数点以下第 3 位を四捨五入する。）となります。

3. 本スキームの概要

本スキームにおいては、本持株会に加入する対象従業員に対し、本特別奨励金を支給し、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を取りまとめ、当社に対して払い込みすることにより、本持株会は当社株式の処分を受けることとなります。

本スキームの仕組みは以下のとおりです。



4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026 年 9 月 28 日）の東京証券取引所における当社株式の終値である 2,859 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

なお、この価額は、当社株式の東京証券取引所における当社取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間（2026 年 8 月 31 日から 2026 年 9 月 28 日まで）の終値単純平均値である 2,832 円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率は 0.95%（小数点以下第 3 位を四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、同直前営業日までの 3 か月間（2026 年 6 月 29 日から 2026 年 9 月 28 日まで）の終値単純平均値である 2,775 円からの乖離率は 3.03%、および同直前営業日までの 6 か月間（2026 年 3 月 30 日から 2026 年 9 月 28 日まで）の終値単純平均値である 2,724 円からの乖離率は 4.96%となっており、特に有利な価額には該当しないものと判断いたしました。

本日開催の当社取締役会に出席した監査役 4 名（うち社外監査役 2 名）全員は、払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性を含め、本自己株式処分は有利発行に該当

しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を表明しております。

5. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株処分は、①希釈化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立した第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以 上